

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員（武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）及び武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月武蔵野市条例第18号）の適用を受ける職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員（武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）及び武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月武蔵野市条例第18号）の適用を受ける職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条、第5条の2及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p>	<p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条、<u>第3条の2</u>、第5条の2及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の2又は<u>第7条の4</u>の規定により計算した退職手当の調整額</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

<p>2 (略)</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 退職した者(第13条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、<u>その者の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</u></p>	<p>を加えて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 退職した者(第13条第1項各号に掲げる者を含む。<u>次条第1項において同じ。</u>)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、<u>退職の日におけるその者の給料月額に43を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</u></p> <p><u>(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</u></p> <p><u>第3条の2 退職した者の在職期間(第8条に規定する在職期間をいう。以下同じ。)のうち規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>条の追加</p>
---	---	---------------------------------------

定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(一般の退職手当の額に係る

(一般の退職手当の額に係る

<p>特例)</p> <p>第5条 第2条の2第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 第2条の2第2項第1号の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第2条の2第2項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条の<u>規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に</u></p>	<p>特例)</p> <p>第5条 第2条の2第2項第2号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、<u>同条</u>の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 第2条の2第2項第1号の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第2条の2第2項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条及び<u>第3条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---------------------------

その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第3 条第 1項</p>	<p>給料 月額</p>	<p>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第3 条第 2項</p>	<p>前項</p>	<p>第5条の2の規定により読み替えて適用する前項</p>
	<p>の給 料月 額</p>	<p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を</p>

表の追加

		<p>乗じて得た額の合計額</p>
	<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>第3条の2第1項</p>	<p>前条の規定により読み替えて適用する前条の</p>
	<p>第3条の2第1項第1号</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を</p>

		<u>乗じて得た額の合計額</u>
	<u>前条第1項</u>	<u>第5条の2の規定により読み替えて適用する前条第1項</u>
<u>第3条の2第1項第2号</u>	<u>給料月額に、</u>	<u>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</u>
<u>第3条の2第1項第2号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	<u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減</u>

		額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第3条の2第2項	前項の	第5条の2の規定により読み替えて適用する前項の
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢

<p>(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条 第2条の2第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び第2条の2第2項第2号の規定に該当する者に対する第3条の規定の適用については、同条中「<u>給料月額</u>」とあるのは、「<u>給料月額、当該給料月額と第5条の2の規定により読み替</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="678 168 821 526"></td> <td data-bbox="821 168 1157 526"> <p><u>との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 526 821 2033"> <p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p> </td> <td data-bbox="821 526 1157 2033"> <p><u>並びに退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p> </td> </tr> </table> <p>(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第7条 第2条の2第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第2号の規定に該当する者に対する第3条及び第3条の2の規定の適用については、次の表の左欄に</p>		<p><u>との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>	<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p><u>並びに退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加 字句の改正</p>
	<p><u>との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>					
<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p><u>並びに退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></p>					

えられた給料月額との差額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表の追加

<p>第3条第1項</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第3条第2項</p>	<p>前項</p>	<p>第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項</p>
	<p>の給料月額</p>	<p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第3条第2項第1項</p>	<p>前条の</p>	<p>第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条の</p>

第3条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第3条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎とし

		て、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	
第3条の2第2項	前項の	第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項の	
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額	
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額	
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額	
2 第2条の2第2項第1号に規定する通勤による災害によ			項の追加

り退職した者又は死亡により
退職した者（通勤による災害
により死亡した者に限る。）
及び同項第2号の規定に該当
する者のうち、定年に達する
日の属する会計年度の初日前
に退職したものであって、そ
の勤続期間が20年以上であ
り、かつ、退職の日の属する
会計年度の末日の年齢がその
者に係る定年から10年を減じ
た年齢以上であるものに対す
る第3条及び第3条の2の規
定の適用については、次の表
の左欄に掲げる規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句と
する。

<u>第3</u> <u>条第</u> <u>1項</u>	<u>給料</u> <u>月額</u>	<u>給料月額、退</u> <u>職の日におけ</u> <u>るその者の給</u> <u>料月額にその</u> <u>者に係る定年</u> <u>と退職の日の</u> <u>属する会計年</u> <u>度の末日の年</u> <u>齢との差に相</u> <u>当する年数1</u> <u>年につき100</u> <u>分の2を乗じ</u> <u>て得た額及び</u> <u>退職の日にお</u> <u>けるその者の</u> <u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u>
-------------------------------------	------------------------	---

		<u>乗じて得た額の合計額</u>
<u>第3条第2項</u>	<u>前項</u>	<u>第7条第2項の規定により読み替えて適用する前項</u>
	<u>の給料月額</u>	<u>の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>当該給料月額</u>	<u>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する</u>

		<u>会計年度の末</u> <u>日の年齢との</u> <u>差に相当する</u> <u>年数1年につ</u> <u>き100分の2</u> <u>を乗じて得た</u> <u>額及び退職の</u> <u>日におけるそ</u> <u>の者の給料月</u> <u>額に100分の</u> <u>10を乗じて得</u> <u>た額の合計額</u>
第3 条の 2第 1項	前条 の	<u>第7条第2項</u> <u>の規定により</u> <u>読み替えて適</u> <u>用する前条の</u>
第3 条の 2第 1項 第1 号	及び 特定 減額 前給 料月 額	<u>並びに特定減</u> <u>額前給料月</u> <u>額、特定減額</u> <u>前給料月額に</u> <u>その者に係る</u> <u>定年と退職の</u> <u>日の属する会</u> <u>計年度の末日</u> <u>の年齢との差</u> <u>に相当する年</u> <u>数1年につき</u> <u>100分の2を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>及び特定減額</u> <u>前給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>

<p>前条 第1 項</p>		<p>第7条第2項 の規定により 読み替えて適 用する前条第 1項</p>
<p>第3 条の 2第 1項 第2 号</p>	<p>給料 月額 に、</p>	<p>給料月額、退 職の日におけ るその者の給 料月額にその 者に係る定年 と退職の日の 属する会計年 度の末日の年 齢との差に相 当する年数1 年につき100 分の2を乗じ て得た額及び 退職の日にお けるその者の 給料月額に 100分の10を 乗じて得た額 の合計額に、</p>
<p>第3 条の 2第 1項 第2 号イ</p>	<p>前号 に掲 げる 額</p>	<p>その者が特定 減額前給料月 額に係る減額 日のうち最も 遅い日の前日 に現に退職し た理由と同一 の理由により 退職したもの とし、かつ、</p>

		<u>その者の同日</u> <u>までの勤続期</u> <u>間及び特定減</u> <u>額前給料月額</u> <u>を基礎とし</u> <u>て、前条第1</u> <u>項の規定によ</u> <u>り計算した場</u> <u>合の退職手当</u> <u>の基本額に相</u> <u>当する額</u>
<u>第3</u> <u>条の</u> <u>2第</u> <u>2項</u>	<u>前項</u> <u>の</u>	<u>第7条第2項</u> <u>の規定により</u> <u>読み替えて適</u> <u>用する前項の</u>
<u>第3</u> <u>条の</u> <u>2第</u> <u>2項</u> <u>第1</u> <u>号</u>	<u>特定</u> <u>減額</u> <u>前給</u> <u>料月</u> <u>額</u>	<u>特定減額前給</u> <u>料月額、特定</u> <u>減額前給料月</u> <u>額にその者に</u> <u>係る定年と退</u> <u>職の日の属す</u> <u>る会計年度の</u> <u>末日の年齢と</u> <u>の差に相当す</u> <u>る年数1年に</u> <u>つき100分の</u> <u>2を乗じて得</u> <u>た額及び特定</u> <u>減額前給料月</u> <u>額に100分の</u> <u>10を乗じて得</u> <u>た額の合計額</u>
<u>第3</u> <u>条の</u>	<u>特定</u> <u>減額</u>	<u>特定減額前給</u> <u>料月額、特定</u>

<u>2 第</u> <u>2 項</u> <u>第 2</u> <u>号</u>	<u>前 給</u> <u>料 月</u> <u>額</u>	<u>減額前給料月</u> <u>額にその者に</u> <u>係る定年と退</u> <u>職の日の属す</u> <u>る会計年度の</u> <u>末日の年齢と</u> <u>の差に相当す</u> <u>る年数1年に</u> <u>つき100分の</u> <u>2を乗じて得</u> <u>た額及び特定</u> <u>減額前給料月</u> <u>額に100分の</u> <u>10を乗じて得</u> <u>た額の合計額</u>
	<u>及び</u> <u>退職</u> <u>の日</u> <u>にお</u> <u>ける</u> <u>その</u> <u>者の</u> <u>給料</u> <u>月額</u>	<u>並びに退職の</u> <u>日におけるそ</u> <u>の者の給料月</u> <u>額、退職の日</u> <u>におけるその</u> <u>者の給料月額</u> <u>にその者に係</u> <u>る定年と退職</u> <u>の日の属する</u> <u>会計年度の末</u> <u>日の年齢との</u> <u>差に相当する</u> <u>年数1年につ</u> <u>き100分の2</u> <u>を乗じて得た</u> <u>額及び退職の</u> <u>日におけるそ</u> <u>の者の給料月</u> <u>額に100分の</u>

(調整額期間)
 第7条の3 調整額期間とは、
次条に定める在職期間（以下
「在職期間」という。）のう
 ち、その者の退職の日の属す
 る月の末日を起算日として、
 20年前までの期間をいう。
 2 (略)

		10を乗じて得 た額の合計額
--	--	-------------------

(調整額期間)
 第7条の3 調整額期間とは、
在職期間のうち、その者の退
職の日の属する月の末日を起
算日として、20年前までの期
間をいう。
 2 (略)

字句の改正

(管理監督職勤務上限年齢に
よる降任をされた後に退職し
た者等に係る退職手当の調整
額の特例)
 第7条の4 地方公務員法第28
 条の2第1項に規定する他の
職への降任をされた後に退職
した者の前2条の規定の適用
については、次の表の左欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

条の追加

第7 条の 2第 1項	次条 に	第7条の4の 規定により読 み替えられた 第7条の3第 1項に
	同 じ。)	同じ。)のそ れぞれの期間 ごとに、当該 期間
	その	当該期間の

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定

	者の調整額期間の	
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第7条の3第1項	とし、	として20年前までの期間又は地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定

字句の改正

する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで（略）

する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで（略）

字句の改正

字句の改正

字句の改正

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の

字句の改正

字句の改正

<p>行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで （略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において</p>	<p>行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで （略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	--

同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する武蔵野市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する

項までにおいて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する武蔵野市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する

字句の改正

場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の

場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の

字句の改正

相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮^ニ以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮^ニ以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる

相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮^ニ以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮^ニ以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 9 まで (略)</p>	<p>行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 9 まで (略)</p> <p>10 <u>武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定による職員の給料月額</u>の改定（次項及び第12項において「給料月額7割措置」とい</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
--	---	--

う。)は、第3条の2第1項に規定する給料月額減額改定に該当しないものとする。

11 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第3条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第13項に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

12 第3条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。))における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定

項の追加

項の追加

める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減

額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間

及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

13 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のア又はイに

項の追加

掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

14 当分の間、第5条の2及び第7条第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）による改正前の武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例第3条に規定する60歳とする。）」とする。

15 当分の間、第7条第1項に

項の追加

項の追加

規定する者に対する附則第11項から第13項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則 第12 項第 1号	及び 上位 減額 前給 料月 額	並びに上位減 額前給料月額 及び当該上位 減額前給料月 額に100分の 10を乗じて得 た額の合計額
	第3 条第 1項	附則第15項の 規定により読 み替えて適用 する第3条第 1項
附則 第12 項第 2号	及び 下位 減額 前給 料月 額	並びに下位減 額前給料月額 及び当該下位 減額前給料月 額に100分の 10を乗じて得 た額の合計額
附則 第12 項第 2号 ア	及び 下位 減額 前給 料月 額	並びに下位減 額前給料月額 及び当該下位 減額前給料月 額に100分の 10を乗じて得 た額の合計額
	第3 条第 1項	附則第15項の 規定により読 み替えて適用

		する第3条第1項
附則第12項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第12項第3号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
附則第12項第3号ア	第3条第1項	附則第15項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第12項第3号イ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第13項	前項の	附則第15項の規定により読み替えて適用する前項の
附則第13項第	上位減額前給	上位減額前給料月額及び当該上位減額前

	<u>1号</u>	<u>料月額</u>	<u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>
	<u>附則</u> <u>第13</u> <u>項第</u> <u>2号</u> <u>ア</u>	<u>上位</u> <u>減額</u> <u>前給</u>	<u>上位減額前給</u> <u>料月額及び当</u> <u>該上位減額前</u>
		<u>料月</u> <u>額</u>	<u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>
		<u>下位</u> <u>減額</u> <u>前給</u> <u>料月</u> <u>額</u>	<u>下位減額前給</u> <u>料月額及び当</u> <u>該下位減額前</u> <u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>
	<u>附則</u> <u>第13</u> <u>項第</u> <u>2号</u> <u>イ</u>	<u>上位</u> <u>減額</u> <u>前給</u>	<u>上位減額前給</u> <u>料月額及び当</u> <u>該上位減額前</u>
		<u>料月</u> <u>額</u>	<u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>
		<u>下位</u> <u>減額</u> <u>前給</u> <u>料月</u> <u>額</u>	<u>下位減額前給</u> <u>料月額及び当</u> <u>該下位減額前</u> <u>給料月額に</u> <u>100分の10を</u> <u>乗じて得た額</u> <u>の合計額</u>
		<u>及び</u> <u>退職</u>	<u>並びに退職の</u> <u>日におけるそ</u>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 226 901 577"> <u>の</u> <u>日</u> <u>に</u> <u>お</u> <u>け</u> <u>る</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> </td> <td data-bbox="922 226 1123 524"> <u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>当</u> <u>該</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>に</u> <u>100</u> <u>分</u> <u>の</u> <u>10</u> <u>を</u> <u>乗</u> <u>じ</u> <u>て</u> <u>得</u> <u>た</u> <u>額</u> <u>の</u> <u>合</u> <u>計</u> <u>額</u> </td> </tr> </table>	<u>の</u> <u>日</u> <u>に</u> <u>お</u> <u>け</u> <u>る</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u>	<u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>当</u> <u>該</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>に</u> <u>100</u> <u>分</u> <u>の</u> <u>10</u> <u>を</u> <u>乗</u> <u>じ</u> <u>て</u> <u>得</u> <u>た</u> <u>額</u> <u>の</u> <u>合</u> <u>計</u> <u>額</u>	
<u>の</u> <u>日</u> <u>に</u> <u>お</u> <u>け</u> <u>る</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u>	<u>の</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>当</u> <u>該</u> <u>給</u> <u>料</u> <u>月</u> <u>額</u> <u>に</u> <u>100</u> <u>分</u> <u>の</u> <u>10</u> <u>を</u> <u>乗</u> <u>じ</u> <u>て</u> <u>得</u> <u>た</u> <u>額</u> <u>の</u> <u>合</u> <u>計</u> <u>額</u>			
	<p>16 当分の間、武蔵野市一般職 <u>の職員の給与に関する条例附</u> <u>則第8項、第10項又は第11項</u> <u>の規定による給料を支給され</u> <u>る職員の退職手当の計算の基</u> <u>礎となる給料月額は、給料月</u> <u>額とこれらの規定による給料</u> <u>の額との合計額とする。</u></p>	<p>項の追加</p>		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第1条の規定の適用については、同条中「採用された職員」とあるのは「採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。